



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第560号 令和5年3月14日発行

目次

は県例規集登載

【教育委員会規則】

番号	表題	担当課名
2	徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	

【教育委員会告示】

番号	表題	担当課名
1	旧県立学校の公簿類を保管し、及びその卒業生に関する事務を所管する県立学校の一部を改正する告示	

徳島県教育委員会規則第二号

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十四日

徳島県教育委員会教育長 榊 浩 一

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

(徳島県立学校規則の一部改正)

第一条 徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県立城ノ内高等学校の項を削る。

(徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部改正)

第二条 徳島県立高等学校通学区域等に関する規則(昭和四十六年徳島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中 「徳島県立城ノ内高等学校

」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会告示第一号

旧県立学校の公簿類を保管し、及びその卒業生に関する事務を所管する県立学校の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月十四日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

旧県立学校の公簿類を保管し、及びその卒業生に関する事務を所管する県立学校の一部を改正する告示

旧県立学校の公簿類を保管し、及びその卒業生に関する事務を所管する県立学校（昭和五十五年徳島県教育委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

表中

徳島県立城ノ内中学校	徳島県立城ノ内中等教育学校	を
徳島県立城ノ内高等学校	徳島県立城ノ内中等教育学校	に改める

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。